

## 福岡県消費者安全確保地域協議会設置要綱の改正について

(福岡県市町村・地域振興部生活安全課)

「福岡県消費者安全確保地域協議会設置要綱」の改正について

1 改正理由

- (1) 令和8年4月1日に本庁組織再編が行われたことから、福岡県消費者安全確保地域協議会の構成を改正するもの。また、併せて一部の誤記を修正するもの。
- (2) 令和8年8月19日に協議会の構成団体である「福岡クレジット・サラ金被害をなくす会」が解散したため、第3条関係の別表1、3を改正するもの。

2 新旧対照表 ※赤字：上記（１）に係る改正箇所、青字：上記（２）に係る改正箇所

| 福岡県消費者安全確保地域協議会設置要綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>(協議会の構成等)</p> <p>第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長は福岡県市町村・地域振興部長を、副会長は福岡県市町村・地域振興部次長をもって充てる。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 協議会の議事を円滑に進め、又は取組を迅速かつ効果的に推進していくため、協議会に次の部会を置く。</p> <p>(1) 高齢者・障がい者問題対策部会（以下「高齢者等部会」という。）</p> <p>(2) 多重債務問題対策部会（以下「多重債務部会」という。）</p> <p>2 各部会に部会長を置き、部会長はいずれも、福岡県市町村・地域振興部生活安全課長をもって充てる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会及び部会の事務局は、福岡県市町村・地域振興部生活安全課及び福岡県消費生活センターに置き、協議会及び部会に係る庶務を行う。</p> <p>2 前項において、福岡県市町村・地域振興部生活安全課は、協議会及び部会の協議の結果等の記録及びその保管に関する事務を行う。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(協議会の構成等)</p> <p>第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。</p> <p>2 会長は福岡県人づくり・県民生活部長を、副会長は福岡県人づくり・県民生活部次長をもって充てる。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>(部会)</p> <p>第4条 協議会の議事を円滑に進め、又は取組を迅速かつ効果的に推進していくため、協議会に次の部会を置く。</p> <p>(1) 高齢者・障がい者問題対策部会（以下「高齢者等部会」という。）</p> <p>(2) 多重債務問題対策部会（以下「多重債務部会」という。）</p> <p>2 各部会に部会長を置き、部会長はいずれも、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課長をもって充てる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 協議会及び部会の事務局は、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課及び福岡県消費生活センターに置き、協議会及び部会に係る庶務を行う。</p> <p>2 前項において、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課は、協議会及び部会の協議の結果等の記録及びその保管に関する事務を行う。</p> <p>3 (略)</p> |

|                                   |                                 |
|-----------------------------------|---------------------------------|
| 別表 1（第 3 条関係）                     | 別表 1（第 3 条関係）                   |
| (略)                               | (略)                             |
| 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会大阪支部（福岡相談室） | 公益財団法人クレジットカウンセリング協会大阪支部（福岡相談室） |
| (略)                               | (略)                             |
| (削除)                              | 福岡クレジット・サラ金被害をなくす会              |
| (略)                               | (略)                             |
| 福岡県福祉こども政策部福祉総務課                  | 福岡県福祉労働部福祉総務課                   |
| 福岡県福祉こども政策部障がい福祉課                 | 福岡県福祉労働部障がい福祉課                  |
| 福岡県福祉こども政策部保護・援護課                 | 福岡県福祉労働部保護・援護課                  |
| 福岡県市町村・地域振興部生活安全課                 | 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課              |
| 福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課            | 福岡県商工部中小企業振興課                   |
| (略)                               | (略)                             |
| 別表 2（第 5 条関係）                     | 別表 2（第 5 条関係）                   |
| (略)                               | (略)                             |
| 福岡県福祉こども政策部福祉総務課                  | 福岡県福祉労働部福祉総務課                   |
| 福岡県福祉こども政策部障がい福祉課                 | 福岡県福祉労働部障がい福祉課                  |
| 福岡県福祉こども政策部保護・援護課                 | 福岡県福祉労働部保護・援護課                  |
| 福岡県市町村・地域振興部生活安全課                 | 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課              |
| (略)                               | (略)                             |
| 別表 3（第 6 条関係）                     | 別表 3（第 6 条関係）                   |
| (略)                               | (略)                             |
| 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会大阪支部（福岡相談室） | 公益財団法人クレジットカウンセリング協会大阪支部（福岡相談室） |
| (略)                               | (略)                             |
| (削除)                              | 福岡クレジット・サラ金被害をなくす会              |
| (略)                               | (略)                             |
| 福岡県福祉こども政策部保護・援護課                 | 福岡県福祉労働部保護・援護課                  |
| 福岡県市町村・地域振興部生活安全課                 | 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課              |
| 福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課            | 福岡県商工部中小企業振興課                   |
| (略)                               | (略)                             |

### 3 改正要綱

別紙のとおり

### 4 施行日

- (1) 令和 8 年 7 月 1 日
- (2) 令和 8 年 8 月 2 5 日

## 福岡県消費者安全確保地域協議会設置要綱

### (目的)

- 第1条 高齢者、障がい者等の消費生活上特に配慮を要する消費者（以下「高齢者等」という。）の消費者被害の発生又は拡大の防止のための取組、多重債務問題の対策等、消費者安全の確保のための取組を、関係団体等による緊密な連携の上で、効果的かつ円滑に行い、消費者被害防止等に資するとともに、市町村における高齢者等の見守りネットワーク（消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会をいう。）づくりの機運の醸成及び取組の支援を図るため、福岡県消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、福岡県における同法第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会であるとともに、福岡県の多重債務者対策に係る協議体としての機能を兼ねるものとする。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 高齢者等の消費者被害対策に係る関係団体等の相互の連携及び情報共有に関すること。
- (2) 多重債務問題に係る総合的な対策を講じるため、相談体制の充実のほか、関連する諸問題への対応等に関すること。
- (3) 協議会を構成する関係団体等が行う消費者教育又は啓発活動の支援に関すること。
- (4) 市町村における高齢者等の見守りネットワークづくりの機運の醸成及び取組の支援に関すること。
- (5) その他消費者被害防止等のため必要な事項に関すること。

### (協議会の構成等)

第3条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は福岡県市町村・地域振興部長を、副会長は福岡県市町村・地域振興部次長をもって充てる。
- 3 協議会の構成は、別表1に掲げる関係団体等で構成する。
- 4 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

### (部会)

第4条 協議会の議事を円滑に進め、又は取組を迅速かつ効果的に推進していくため、協議会に次の部会を置く。

- (1) 高齢者・障がい者問題対策部会（以下「高齢者等部会」という。）
- (2) 多重債務問題対策部会（以下「多重債務部会」という。）
- 2 各部会に部会長を置き、部会長はいずれも、福岡県市町村・地域振興部生活安全課長をもって充てる。
- 3 各部会は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 4 部会長は、必要に応じ、部会構成員以外の者に出席を求めることができる。

5 部会長は、部会における協議等の結果を協議会会長に報告する。

(高齢者等部会)

第5条 高齢者等部会は、高齢者等の消費者被害の防止と安全の確保に関し、効果的な取組や対策等の検討を行うため、次の事項を協議する。

- (1) 高齢者等の消費者被害防止への効果的な普及啓発等に関する事。
- (2) その他高齢者等の消費者被害防止等のため必要な事項に関する事。

2 高齢者等部会は、別表2に掲げる関係団体等で構成する。

(多重債務部会)

第6条 多重債務部会は、多重債務問題に関する総合的な対策を講じるため、次の事項を協議する。

- (1) 多重債務に関する相談体制の充実に関する事。
- (2) 多重債務問題に関連する諸問題への対応に関する事。
- (3) その他多重債務問題対策のため必要な事項に関する事。

2 多重債務部会は、別表3に掲げる関係団体等で構成する。

(地域会)

第7条 地域における消費者被害の防止を図るため、協議会に次の地域会を置く。

- (1) 福岡地域会
- (2) 北九州地域会
- (3) 筑豊地域会
- (4) 筑後地域会

2 地域会は、次の事項を協議する。

- (1) 地域における悪質商法等による消費者被害の未然防止に関する事。
- (2) 地域における消費者教育・啓発の推進に関する事。
- (3) その他地域における消費者被害防止のため必要な事項に関する事。

3 各地域会に地域会会長を置き、地域会会長は福岡県消費生活センター所長をもって充てる。

4 各地域会は、別表4に掲げる関係団体等で構成する。

5 各地域会は、必要に応じ、地域会会長が招集する。

6 地域会会長は、必要に応じ、地域会構成員以外の者に出席を求めることができる。

7 地域会会長は、地域会における協議等の結果を部会長に通知する。

(庶務)

第8条 協議会及び部会の事務局は、福岡県市町村・地域振興部生活安全課及び福岡県消費生活センターに置き、協議会及び部会に係る庶務を行う。

2 前項において、福岡県市町村・地域振興部生活安全課は、協議会及び部会の協議の結果等の記録及びその保管に関する事務を行う。

3 地域会の事務局は、福岡県消費生活センターに置き、地域会に係る庶務を行う。

(秘密保持義務)

第9条 協議会、部会及び地域会（以下「協議会等」という。）の構成団体等において協議会等の事務に従事する者又は協議会等の事務に従事していた者は、協議会等の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月19日から施行する。
- 2 福岡県多重債務問題対策協議会設置要綱（平成19年7月27日施行）、福岡県高齢者・障がい者の消費者被害防止対策連絡協議会設置要綱（平成25年5月24日施行）及び福岡県消費者被害防止地域ネットワーク会議設置要領（平成25年3月12日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月25日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

|                                   |
|-----------------------------------|
| 公益社団法人認知症の人と家族の会福岡県支部             |
| 公益社団法人福岡県介護支援専門員協会                |
| 公益社団法人福岡県介護福祉士会                   |
| 公益社団法人福岡県社会福祉士会                   |
| 公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会                |
| 公益社団法人福岡県精神保健福祉会連合会               |
| 公益社団法人福岡県手をつなぐ育成会                 |
| 公益社団法人福岡県老人クラブ連合会                 |
| 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会                  |
| 特定非営利活動法人消費者支援機構福岡                |
| 福岡県弁護士会                           |
| 福岡県司法書士会                          |
| 福岡県民生委員児童委員協議会                    |
| 日本貸金業協会福岡県支部                      |
| 日本司法支援センター福岡地方事務所                 |
| 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会大阪支部（福岡相談室） |
| グリーンコープ生活協同組合ふくおか                 |
| 福岡財務支局                            |
| 福岡県市長会                            |
| 福岡県町村会                            |
| 福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室       |
| 福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課            |
| 福岡県保健医療介護部介護保険課                   |
| 福岡県福祉こども政策部福祉総務課                  |
| 福岡県福祉こども政策部障がい福祉課                 |
| 福岡県福祉こども政策部保護・援護課                 |
| 福岡県市町村・地域振興部生活安全課                 |
| 福岡県商工部中小企業振興局中小企業経営支援課            |
| 福岡県消費生活センター                       |
| 福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課               |
| 福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課               |
| 福岡県警察本部生活安全部生活経済課                 |
| 福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪捜査課              |

別表 2（第 5 条関係）

|                             |
|-----------------------------|
| 公益社団法人認知症の人と家族の会福岡県支部       |
| 公益社団法人福岡県介護支援専門員協会          |
| 公益社団法人福岡県介護福祉士会             |
| 公益社団法人福岡県社会福祉士会             |
| 公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会          |
| 公益社団法人福岡県精神保健福祉会連合会         |
| 公益社団法人福岡県手をつなぐ育成会           |
| 公益社団法人福岡県老人クラブ連合会           |
| 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会            |
| 特定非営利活動法人消費者支援機構福岡          |
| 福岡県弁護士会                     |
| 福岡県司法書士会                    |
| 福岡県民生委員児童委員協議会              |
| 日本司法支援センター福岡地方事務所           |
| 福岡財務支局                      |
| 福岡県市長会                      |
| 福岡県町村会                      |
| 福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室 |
| 福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課      |
| 福岡県保健医療介護部介護保険課             |
| 福岡県福祉こども政策部福祉総務課            |
| 福岡県福祉こども政策部障がい福祉課           |
| 福岡県福祉こども政策部保護・援護課           |
| 福岡県市町村・地域振興部生活安全課           |
| 福岡県消費生活センター                 |
| 福岡県警察本部総務部被害者支援・相談課         |
| 福岡県警察本部生活安全部生活安全総務課         |
| 福岡県警察本部生活安全部生活経済課           |
| 福岡県警察本部暴力団対策部組織犯罪捜査課        |

別表 3（第 6 条関係）

|                                   |
|-----------------------------------|
| 福岡県弁護士会                           |
| 福岡県司法書士会                          |
| 日本貸金業協会福岡県支部                      |
| 日本司法支援センター福岡地方事務所                 |
| 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会大阪支部（福岡相談室） |
| グリーンコープ生活協同組合ふくおか                 |
| 福岡財務支局                            |
| 福岡県市長会                            |
| 福岡県町村会                            |
| 福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室       |
| 福岡県福祉こども政策部保護・援護課                 |
| 福岡県市町村・地域振興部生活安全課                 |
| 福岡県商工部中小企業業振興局中小企業経営支援課           |
| 福岡県消費生活センター                       |
| 福岡県警察本部生活安全部生活経済課                 |

別表 4（第 7 条関係）

（ 1 ） 福岡地域会

|             |
|-------------|
| 福岡市         |
| 筑紫野市        |
| 春日市         |
| 大野城市        |
| 宗像市         |
| 太宰府市        |
| 古賀市         |
| 福津市         |
| 朝倉市         |
| 糸島市         |
| 那珂川市        |
| 宇美町         |
| 篠栗町         |
| 志免町         |
| 須恵町         |
| 新宮町         |
| 久山町         |
| 粕屋町         |
| 筑前町         |
| 東峰村         |
| 福岡県弁護士会     |
| 福岡県司法書士会    |
| 中央警察署       |
| 博多警察署       |
| 東警察署        |
| 南警察署        |
| 早良警察署       |
| 城南警察署       |
| 西警察署        |
| 粕屋警察署       |
| 筑紫野警察署      |
| 糸島警察署       |
| 宗像警察署       |
| 朝倉警察署       |
| 春日警察署       |
| 福岡県消費生活センター |

(2) 北九州地域会

|             |
|-------------|
| 北九州市        |
| 行橋市         |
| 豊前市         |
| 中間市         |
| 芦屋町         |
| 水巻町         |
| 岡垣町         |
| 遠賀町         |
| 苅田町         |
| みやこ町        |
| 吉富町         |
| 上毛町         |
| 築上町         |
| 福岡県弁護士会     |
| 福岡県司法書士会    |
| 小倉北警察署      |
| 小倉南警察署      |
| 八幡東警察署      |
| 八幡西警察署      |
| 折尾警察署       |
| 若松警察署       |
| 戸畑警察署       |
| 門司警察署       |
| 行橋警察署       |
| 豊前警察署       |
| 福岡県消費生活センター |

(3) 筑豊地域会

|             |
|-------------|
| 直方市         |
| 飯塚市         |
| 田川市         |
| 宮若市         |
| 嘉麻市         |
| 小竹町         |
| 鞍手町         |
| 桂川町         |
| 香春町         |
| 添田町         |
| 糸田町         |
| 川崎町         |
| 大任町         |
| 赤村          |
| 福智町         |
| 福岡県弁護士会     |
| 福岡県司法書士会    |
| 飯塚警察署       |
| 嘉麻警察署       |
| 直方警察署       |
| 田川警察署       |
| 福岡県消費生活センター |

(4) 筑後地域会

|             |
|-------------|
| 大牟田市        |
| 久留米市        |
| 柳川市         |
| 八女市         |
| 筑後市         |
| 大川市         |
| 小郡市         |
| うきは市        |
| みやま市        |
| 大刀洗町        |
| 大木町         |
| 広川町         |
| 福岡県弁護士会     |
| 福岡県司法書士会    |
| 久留米警察署      |
| 小郡警察署       |
| うきは警察署      |
| 筑後警察署       |
| 八女警察署       |
| 柳川警察署       |
| 大牟田警察署      |
| 福岡県消費生活センター |